

特別徴収切替届出(依頼)書															市町村使用欄																							
令和			給 付 特 別	所在地 (住所) フリガナ	〒 361 — 8601 埼玉県行田市本丸2-5										特別徴収義務者 指 定 番 号 (左詰め記入)	※市町村ごとに異なります																						
8	年	7			月	15	日	ミズシロカブシキガイシャ ギョウダシテン										新規の場合、納入書の要・不要を選択										要										
事業所が付番した任意の受給者番号をご記入ください。行田市より送付する通知書に記載がされます。なお、通知での電子受取を希望している事業所は任意の記入が必須となります。															水城株式会社 行田支店										担当者 連絡先	係	人事課 給与担当											
															代表取締役 行田 太郎											氏名	行田 一郎											
															3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話	048-556-1111 (内線002)											
給 与 所 得 者	フリガナ										オシ ジロウ										旧 姓																	
	氏名										忍 次郎										普 通 徴 収 切 替 期 別																	
	受給者番号										2157										期 以降を切替希望																	
	生 年 月 日										昭和	30	年	1	月	1	日	※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。																				
	1月1日現在の住所										〒 361 — 8601	本丸10-20										9	月 分	10月10日	納期分から特別徴収を開始します。													
															届 出 理 由										①	入社	2	その他	()									
															額 絡										必要な場合のみ記入してください。													
																									8	月	15	日	※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。									

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください（市町村ごとに通知の発送期日が異なるため）。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒361—8601 行田市本丸2番5号 行田市役所総務部税務課

現在、あるいは今まで行田市にて特別徴収を行ったことがある事業所は、指定番号を記入してください。
新規の場合は空白のままご提出ください。
（記入の際は左詰めでご記入ください）

新規の場合、プルダウンより「要・不要」を選択してください。
なお、当該年度既に行田市にて特別徴収を行っている場合は、変更後の納入書は発行しませんので、変更前の納入書裏面を参照し、訂正してご利用ください。

普通徴収は1年間の住民税を4期に分けて納付する方法です。行田市における納期限は、6月末・8月末・10月末・12月末となっております。この納期限を過ぎた分については、特別徴収に切り替えることができませんのでご注意ください。
また、開始月については、申請から通知を出すまでの期間等の都合から、申請月の2ヶ月後をお願いします。
(例)7月申請→普通徴収の2期分以降を9月から特別徴収開始。
開始予定月をプルダウンから選択すると、自動的に納期限が反映されます。

変更・決定通知書の送付は、市役所が申請書を受け付けた月の翌月上旬となります。事業所様の給与事務の関係上、通知書発送前に税額及び指定番号を把握されたい場合は、連絡を希望する日付をご記入ください。

プルダウンより「1・①・2・②」を1つ選択してください。